

新潟市長

2013年12月20日

篠田 昭 様

日本共産党議員団  
団長 渡辺 有子

## 国民健康保険料の引き下げをおこなうことについての申し入れ

市民生活の向上にご尽力されておられることに敬意を表します。

さて、来年は国民健康保険料の改定が行われる年ですが、国民健康保険料については、すでに負担の限界を超え、保険料の支払いばかりか受診も自粛しているような状況すらあります。

言うまでもなく、国民健康保険法第4条には、「国は、国民健康保険事業の運営が健全におこなわれるよう努めなければならない」と国の責任が明記され、低所得層をはじめだれでも公的医療保険に入れる「国民皆保険」制度を維持するため、国庫負担を行う義務を定めています。

にもかかわらず、1984年に国保法の改悪により、新潟市では1983年に55.6%あった国庫負担が2011年には半分以上の24.2%にまで引き下げられました。現在国保財政が厳しい第一義的な責任は国にあり、国庫負担を増やすべきであります。

新潟市の状況をみれば、国民健康保険被保険者の1人当たりの所得は、平成21年約60万円から、平成25年では約54万円と6万円も減っています。また、国保加入者の約8割が所得200万円以下であります。同じ所得であっても国保の保険料は協会けんぽの2倍以上になる世帯もあり、高すぎる保険料であることは歴然としています。

その結果、滞納世帯が加入世帯の3割にもおよび、短期証、資格書も減少することがありません。

このように、市民の負担の限界を超えていることと同時に、受診抑制や無保険者がいる状況を放置しておくようなことがあってはならないと考え以下の点について要望します。

### 記

1. 一般会計からの繰入により、国民健康保険料の引き下げをおこなうこと
1. 保険料の減免措置を拡充すること
1. 国に対し、国庫負担を引き上げるよう強くはたらきかけること